

～ひとりで悩まないで～

○DVは重大な人権侵害です

配偶者・パートナーなど親しい間柄の暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。これは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者のほとんどが女性です。暴力の原因には、男女の経済的格差や「女性は男性に従うものだ」という思い込みが背景にあることも考えられます。暴力を目撃した子どもへの影響も深刻です。

暴力には、なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、ののしったり行動を監視したりするなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあります。ひとりで抱え込まず、まずは相談してください。



○ DVに関する相談先

話を聴いてほしい・情報を知りたい

笠岡市男女共同参画推進センター

☎62-5769

月～金 9:00～17:00 (祝日除く)

配偶者暴力相談支援センター

岡山県女性相談所

☎086-235-6060

月～金 9:00～16:30 (祝日除く)

岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター)

☎086-235-3310

火～土 9:30～16:30 (祝日除く)

岡山市男女共同参画相談支援センター

☎086-803-3366

水～月 10:00～19:30

日・祝 10:00～16:30

緊急時(身の危険を感じた時)は110番へ!!

～もっとあなたらしく 生きるために～

○DVは身近なことなのです。

結婚したことのある人のうち、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを何度も受けたという人
女性10.6% 男性2.6%

—内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年度)から—

このデータから女性の約10人に1人が配偶者等からの被害を何度も受けていることがわかります。DVは少数の人だけの問題ではありません。また、交際相手からの暴力(デートDV)も10代から始まっています。子どもの時から、お互いの人権を尊重し、相手も自分も大切な対等な存在であるということを知ることが大切です。そして、暴力は決して許されるものではないことを改めて考えていく必要があります。被害を受けている人、見かけた人は相談してください。

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、平成13年制定)の内容がさらに拡充強化され、平成20年1月1日に施行されました。

DV防止法改正の概要

1 保護命令制度の拡充

・生命や身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます。

・従来の被害者への接近禁止と併せ、電話などを禁止する保護命令の申し立てができます。

・被害者の親族なども接近禁止命令の対象になりました。

2 市町村基本計画の策定の努力義務

3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

笠岡市男女共同参画推進センター：☎714-0098 笠岡市十一番町16-2 サンライフ笠岡内
☎62-5769 FAX62-5767

笠岡第一病院 健康教室



日時: **11月15日(土)午後2時～3時**

場所: **笠岡第一病院 1階食堂(笠岡市横島1945)**

『今こそ禁煙を!』



タスポも煙もない世界へ!

子供たちの未来のために考えてみませんか?

呼吸器内科部長

禁煙学会専門指導医

米山 浩英

* 参加費 無料
* 予約 不要

タバコを止めたいのに止められない、止めて欲しいな、と思っている家族・職場の方などぜひお越し下さい。この機会に「タバコ」について一緒に考えましょう。

笠岡第一病院

笠岡市横島1945 ☎67-0211

<http://www.kasaoka-d-hp.or.jp>